



税務・労務に役立つ NEWS LETTER

事務所通信

発行:館崎税理士・社会保険労務士事務所

〒042-0915 函館市西旭岡町3-44-6

TEL 0138-85-8436 FAX 0138-85-8437

e-mail tatezaki_kaikei@lake.ocn.ne.jp

9
2018

いつもお世話になっております。

風の中にも秋の気配を感じる季節となりました。

夏の疲れが出てくる頃です。ご無理などなさいませぬようお願い申し上げます。

それでは今月の事務所便りをお届けします。

トピック 取引先に対する災害見舞金などの取扱い

この度の大坂府北部地震、西日本豪雨において、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

国税庁は、「義援金に関する税務上取扱いFAQ(平成30年7月)」を公表しました。そこで、今回は義援金だけではなく法人が被災した取引先に対する災害見舞金や売掛金の免除等、取引先の役員に対して支出した見舞金などの税務上の取扱い、また、見舞金を受け取った個人の課税関係について説明します。

(1) 取引先に対する災害見舞金等

法人が、被災前の取引関係の維持、回復を目的として災害発生後相当の期間内にその取引先に対して行った災害見舞金の支出又は事業用資産の供与若しくは役務の提供のために要した費用は、交際費等に該当しないものとされています。なお、その受領した取引先は、原則として災害見舞金等の金額を益金の額に算入することになります。

(2) 災害の場合の取引先に対する売掛債権の免除等

法人が、災害を受けた得意先等の取引先に対してその復旧を支援することを目的として災害発生後相当の期間(災害を受けた取引先が通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間)内に売掛金、未収請負金、貸付金その他これらに準ずる債権の全部又は一部を免除した場合には、その免除したことによる損失の額は、寄附金の額に該当しないものとされています。また、既に契約で定められたリース料、貸付利息、割賦販売に係る賦払金等で、災害発生後に授受するものの全部又は一部の免除を行うなど、契約で定められた従前の取引条件を変更する場合及び災害発生後に新たに行う取引につき従前の取引条件を変更する場合も同様に取扱われます。

(3) 災害の場合の取引先に対する低利又は無利息による融資

法人が、災害を受けた取引先に対して低利又は無利息による融資をした場合において、その融資が取引先の復旧を支援することを目的として災害発生後相当の期間内に行われたものであるときは、正常な取引条件に従って行われたものとみなされます。したがって、このような場合においては、通常收受すべき利息との差額について寄附金課税は行われません。

(4) 取引先の役員等に個別に支出する災害見舞金

法人が、得意先・仕入先等社外の者の慶弔・禍福に際し支出する金品等の費用は、原則として交際費として取り扱うこととされています。ただし、法人が自己の従業員等と同等の事情にある専属下請先の従業員等又はその親族等の慶弔・禍福に際し、一定の基準に従って支給する金品の費用については、交際費に該当しないものとされています。